

6年市長提出第50号議案

令和6年度

瀬戸市下水道事業会計補正予算

(第1号)

令和6年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度瀬戸市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度瀬戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧中「464,521千円」を「464,534千円」に、「139,404千円」を「154,042千円」に、「269,010千円」を「239,400千円」に、「56,107千円」を「71,092千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,911,392千円	△ 13千円	2,911,379千円
第1項 企業債	1,571,800千円	161,000千円	1,732,800千円
第4項 補助金	978,113千円	△ 161,013千円	817,100千円

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 1,571,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる公的資金に ついて、利率の見 直しを行った後 においては、当該 利率見直し後の利 率)	公的資金 については、その融 資条件により、銀行そ 他の場合にはその債 権者との協定によるも ので償還する。ただし、 市財政の都合により、 据置期間及び償還期間 を短縮し、若しくは繰 上償還し、又は低利債 に借換えすることができる。	千円 1,732,800	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和6年6月10日提出

瀬戸市長 川本雅之